

法務省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

| 管理番号 | 提案区分 |            | 提案事項名 | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支援事例   | 制度改正による効果<br>(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)  | 根拠法令等   | 制度の所管・関係府省   | 団体名                 | その他(特記事項)   | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>            |  | 各府省からの第1次回答   | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解  |  |
|------|------|------------|-------|-------------|--|---|---|--|---------------------|-------------|--|--|---|--|--|
|      | 区分   | 分野         |       |             |  |   |   |  |                     |             | 団体名  | 支援事例   |   | 見解   | 補足資料   |
|      |      |            |       |             |  |   |   |  |                     |             |  |  |   |  |  |
| 21   | B    | 地方に対する規制緩和 | 06    | 環境・衛生       | 指定給水装置工事事業者の指定に関する手続に当たり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。 | 【現行制度】<br>指定給水装置工事事業者の指定の申請、更新及び一部の変更の届出に当たっては、水道法施行規則第18条第2項第2号並びに第34条第2項第1号及び第2号により、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならずと規定されている。<br>【支援事例】<br>現行制度下では、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、指定給水装置工事事業者の指定の申請等について、インターネットを介した手続の導入可能性の検討に当たり、登記事項証明書及び住民票の写しの添付が必要となるため、それらについて電子的な確認ができるようにしてほしい。  | 指定給水装置工事事業者の新規指定や更新、一部の変更の届出に当たって、添付書類が少なくなるほか、指定事業者による証明書類の取得作業がなくなるなど、電子化により指定事業者・水道事業者双方の効率化が図られる。   | 水道法第25条の2第2項、第25条の3の2第4項、第25条の7、水道法施行規則第18条第2項第2号、第34条第2項  | デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省 | 東京都         | 令和2年11月30日「地方公共団体におけるDX推進に関する要望(第2期)」として国に提出 | 北海道、旭川市、ひたちなか市、桐生市、千葉市、神奈川県、川崎市、堺市、鳥取県、広島県   | ○指定給水装置工事事業者の手続きについて、電子化を検討しているが、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを書面を提出する必要があるため、電子化の障害となっている。水道法で定められている諸手続について、国で統一したシステムを開発・導入してほしい。<br>○電子化により添付書類の確認等が省略でき、事務の効率化が図られることから、インターネットを介した手続きの導入を求め、導入の際には当局でも活用を検討する。<br>○当市においても電子申請システムの導入を検討しているが、法令により、確認書類の原本(法人・登記事項証明書や個人、住民票の写し)が求められている。<br>【対応】電子申請を導入しても、確認書類の原本が必要のため、別途、事業者に対し、郵送や持参などで提出を求めることになる。これでは事業者や上下水道局にとって、電子申請の導入メリットを享受することができず、効率化を図ることも困難だと考えている。法令改正により電子確認が可能なルール創設を検討していただきたい。   | 指定給水装置工事事業者の指定に関する水道事業者の手続においては、令和3年3月の水道法施行規則改正により、申請様式における押印を廃止し、電子文書による作成を可能としたところであるが、申請に当たって申請者が法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写しを求められている状況なお登記事項証明書については申請書に記載された法人の商号(名称)、本店(主たる事務所)及び代表者の氏名を、住民票の写しについては申請書に記載された氏名及び住所を、それぞれ確認することによる本人確認を行うことを目的としている。<br>令和2年10月26日に運用開始した国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に照らす調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定である。また、住民票の写し等の添付が必要とされている行政手続等については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の規定により、手続を受ける行政機関等が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条に定める電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置により、確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、その添付を要しないものとされている。<br>以上を踏まえ、ご要望に応えるべく必要な検討を行う。   | 指定給水装置工事事業者の指定については、法人又は個人が申請し、指定を受けることが可能である。また、申請者の住所(法人にあっては本店所在地)についても、都内外を問わず指定を受けることが可能である。したがって、登記事項証明書及び住民票の写しについては、法人・個人の別や申請者の住所地により、取扱いが大きく異なることが望まれない。情報連携の仕組みの検討に当たっては、この点を踏まえ、上で検討していただきたい。<br>この点、住民票の写しの提出について、マイナンバー又は住民ネットワークを活用する方法が主に考えられるが、マイナンバーを活用するためにはマイナンバーカードの保有が必須となる。また、法人と個人とで申請システムが分かるとなる。こうした点や申請者間でマイナンバーカードの普及率という点を鑑みると、現時点では、住民ネットワークを活用した手続のほうが申請者・水道事業者の双方にとって適応しやすいものであると想定されるため、法的な整備を旨の早期の連携実現を検討していただきたい。 |
| 28   | B    | 地方に対する規制緩和 | 04    | 雇用・労働       | 職業能力開発校における留学生の受入及び修了後における当該留学生の在留資格に関する「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること。                                | 【支援事例】<br>職業能力開発促進法においては、出入国管理及び難民認定法第1の4の別表第1の4の留学の項の下欄における「設備及び編入に準ずる機関」として、職業能力開発校を追加するとともに、留学生が職業能力開発校の職業訓練を修了した場合には、同法別表第1の2に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること。<br>【制度改正の必要性】<br>職業能力開発校と、留学の在留資格の取得が許可されている専修学校専門課程とで、同じ内容の学科・訓練科を開設している場合、習得できる技術・知識、取得できる資格は同等であると考えられる。また、地方の中小企業は人手不足にあり、解決手段の一つとして、職業能力開発校で、日本での就職を希望するものづくり等の技能を有する留学生を対象とした人材育成は有効と考える。 | 留学生が技術・知識を習得できる機関・機会が増え、進捗の幅が広がる。また、留学生が習得した技術・知識を活かした職に就くことで、活躍の機会も増加する。特に、人材獲得力が弱く絶対的人手不足に悩む地方の建築、自動車整備、IT等の分野の中小企業への留学生の就職の支援につながり、地域経済の活力維持・向上が期待できる。 | 出入国管理及び難民認定法別表第1の2、1の4<br>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令<br>留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン<br>職業能力開発促進法第15条の7、第16条、第19条、第29条<br>職業能力開発促進法施行規則第10条～15条 | 法務省、文部科学省、厚生労働省     | 宮城県、三重県、広島県 | 旭川市、富山県、山梨県、長野県、京都府、高知県、延岡市                  | ○当県においても、外国籍の高校生等から入校の可否について問い合わせがある中、①の支援事例(前段)に記載の状況と同様であり、当県の高専技術専門校のような職業能力開発校に入校を希望するものにも「留学」の在留資格を与えていただくよう働きかけることについては、参事の意向あり。 | 「留学」の在留資格で行うことができる「教育を受ける活動」は、その性質上、教育機関において行われるものであるが、職業能力開発校については、設備及び編制等において大学と同等と認められるため、大学に準ずる機関として判断したものである。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動は、自然科学又は人文科学に属する技術・知識を必要とする業務のほか、外国の文化に基礎を有する思考等を必要とする業務に従事する活動である。自然科学又は人文科学に属する技術・知識を必要とする業務は、学術上の素養を科するものであり、大学等において修得した一定水準以上の専門的知識を必要とするものでなければならぬ。また、外国の文化に基礎を有する思考等を必要とする業務とは、外国の特有の文化に根ざす一般の日本人が有しない思考方法等を必要とする業務である。大学や専修学校については、教育課程等から学術上の素養の向上を目的としているといえることから、それらを卒業した者は、学術上の素養があると認めるところ。職業能力開発校は、公共職業能力開発施設であることから、大学及び専修学校とは異なり、学術上の素養を向上させることを目的とした機関ではない。<br>また、職業能力開発校を卒業した者について、大学等を卒業した者と同等に評価することはできない。外国の特有の文化に根ざす思考方法が培われたものとも認められないため、御提案を受け入れることは困難である。 | 職業能力開発校と専修学校は、ともに職業に必要な能力・技術・知識を学ぶ場としており、設備及び編制等については、それぞれ職業能力開発促進法施行規則、専修学校設置基準等で定められているが、授業あたりの生徒数や定員の教員数などの編制等については、職業能力開発校は、専修学校相当であるため、職業能力開発校入校者に「留学」を付与していただきたい。<br>現在、職業能力開発校において、外国人が公共職業訓練を受けることについて制限する規定はないが、「留学」の在留資格を得られないことにより留学生として受け入れることができておらず、職業能力開発校を設置する地方公共団体に対する実質的な規制となっている。<br>本提案は、当該規制の緩和により、職業能力開発校において、留学生を対象とした人材育成を可能とすることを求めるものである。また、職業訓練の修了後、習得した技術・知識を活かした職に就くことが可能になれば、地方の中小企業における人手不足解消の一助となり、地域経済の活力維持・向上につながる。<br>また、県の職業能力開発校においては、一定水準以上の専門的知識を習得していることに加え、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格が認められている職業能力開発短期大学校と同様に、技能に関する知識のほか、幅広い知識・教養の習得を図る科目を履修しており、修了者は、その知識を必要とする業務に従事している。職業能力開発校と専修学校では、修了者の取得可能な資格が同等の場合が多く、習得する専門的知識も同程度と考えられることから職業能力開発校修了者について、専修学校修了者と同等に評価し「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を付与していただきたい。 |  |

法務省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

| 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 |      | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見                | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答   | 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月1日閣議決定)記載内容<br>※提案提出以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を<br><当該対応方針決定年>として併記  | 対応方針の措置(検討)状況 |               |   |   |
|-----------------------------|------|---------------------------------------|-----------------------------|---|--|---------------|---------------|---|---|
| 見解                          | 補足資料 |                                       |                             |   |  | 措置方法(検討状況)    | 実施(予定)時期      | これまでの措置(検討)状況   | 今後の予定   |
|                             |      | 【全国知事会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 |                             | 一次回答にて記載した対応を行うことに加え、提案団体からの見解も踏まえ、個人からの指定給水装置工事事業者の指定の申請における住民票の写しの添付の省略について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する方法もきめ、関係省庁と協議の上、引き続き対応を検討してまいります。  | <令3><br>5【法務省】<br>(7)水道法(昭32法177)<br>指定給水装置工事事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付については、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<br>(関係府省:デジタル庁及び厚生労働省)<br><br><令4><br>5【法務省】<br>(8)水道法(昭32法177)<br>指定給水装置工事事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条。以下同じ。)の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<br>(関係府省:デジタル庁及び厚生労働省)   | 検討中           | 令和6年度以降       | デジタル庁・法務省にて、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施した。また、当該結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書の添付省略に関する実施計画(令和4年3月28日デジタル庁・法務省)を策定した。同計画に基づき、令和5年2月から、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始した(現在、東京都、和歌山県、ひたちなか市、川崎市、広島市で先行運用を実施中)。また、令和5年4月から、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析事業を開始した。 | 現在、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施中であり、その内容等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。                     |
|                             |      | 【全国知事会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 |                             | 在留資格「留学」をもって本邦において行うことができる活動については、出入国管理及び難民認定法(昭26年政令第319号。以下「入管法」という。)別表第1の4の表において、大学等において教育を受ける活動であることとしている。専修学校については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条において、職業若しくは実生活中に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として細密的な教育を行う一定の条件を満たす教育施設である旨を規定しており、入管法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関として認められている。<br>公共職業訓練施設については、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)において、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように設置して、職業訓練を行うものである旨を規定しているが、このうち職業能力開発短期大学校等については、高度職業訓練等を行うための施設であって、設備及び編制等において大学と同等と認められるため、大学に準ずる機関として認めている。一方、職業能力開発校については、普通職業訓練を行うための施設であること及びその設備及び編制等において大学等に準ずる機関であるが現状明らかでないことから、入管法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関として認めることは困難である。<br>また、職業能力開発校を卒業した外国人の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更の御提案を検討するに当たっては、「技術・人文知識・国際業務」のうち、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務(当該業務とは、第1次回答で述べたとおり、学術上の素養を背景とし、大学等において修得した一定水準以上の専門的知識を必要とするものである必要がある。)に従事しようとする場合には、当該外国人が、以下のいずれかの者と同等程度のものであると認められる必要があるが、現状、職業能力開発校を卒業した者がこれらの者と同等程度であるかが明らかでないことから、御提案を受け入れることは困難である。<br>1 従事しようとする業務に必要な自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術・知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたものであること<br>2 従事しようとする業務に必要な自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士の称号を付与されたものであること<br>なお、在留資格「留学」は教育機関において教育を受けることが本質であり、人手不足への対応は趣旨が異なる。外国人の受入れの目的が深刻な人手不足の解消である場合、特定技能制度の活用も御検討いただきたい。 | <令3><br>5【法務省】<br>(5)出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64)<br>職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。<br>・「研修」の在留資格(出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)別表1の4)が付与され得ることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。<br>・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が入管法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとする。このことについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<br>・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号(「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平6文部省告示84))を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していることを認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<br>(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)<br><br><令4><br>5【法務省】<br>(6)出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64)<br>職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。<br>・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法(以下この事項において「入管法」という。)別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとする。このことについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<br>・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号(「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平6文部省告示84))を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していることを認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<br>(関係府省:文部科学省及び厚生労働省) | 1ポツ目<br>通知    | 令和4年3月30日     | 「職業能力開発校において普通職業訓練を受ける外国人に係る在留資格上の取扱いについて(令和4年3月30日付厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策参事官通知)」を各都道府県人材開発主管部(局)長あて通知。  |   |
|                             |      |                                       |                             |   | <令4><br>5【法務省】<br>(6)出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64)<br>職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。<br>・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法(以下この事項において「入管法」という。)別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとする。このことについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<br>・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号(「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平6文部省告示84))を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していることを認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<br>(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)   | 2ポツ目<br>検討中   | 令和5年度中に結論を得る。 | 民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ引き続き検討することとした。  | 職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法(以下この事項において「入管法」という。)別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとする。このことについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年度中に結論を得る。                           |
|                             |      |                                       |                             |   | <令4><br>5【法務省】<br>(6)出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64)<br>職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。<br>・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法(以下この事項において「入管法」という。)別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとする。このことについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<br>・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号(「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平6文部省告示84))を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していることを認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<br>(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)   | 3ポツ目<br>検討中   | 令和5年度中に結論を得る。 | 民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ引き続き検討することとした。  | 職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留を可能とすることについては、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年度中に結論を得る。 |



法務省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

| 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解   | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見                       | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)   | 各府省からの第2次回答  | 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容<br>※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を<br><当該対応方針決定年>として併記  | 対応方針の措置(検討)状況  |   |  |   |
|---|--|---|--|--|----------------|---|--|---|
|   |  |   |  |  | 措置方法<br>(検討状況) | 実施(予定)<br>時期  | これまでの措置(検討)状況  | 今後の予定                                     |
| <p>【山陽小野田市】<br/>戸籍簿抄本についても、住民基本台帳システムの利用拡大と同様に公用請求が電子的に行うことができれば、大幅な業務時間短縮になるので、ぜひ検討をお願いしたい。</p> <p>【熊本市】<br/>今回の提案は、危険な空き家の所有者特定、管理不全状況の早期解決につながるものであるため、改正戸籍法の施行後、速やかに市町村間の事務負担偏在等の問題を検証し、制度改正へ動いて頂きたい。</p> | <p>【全国知事会】<br/>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p> | <p>○令和2年の対応方針等において、書面・押印・対面の見直しの方針が示されたことを踏まえ、提案を実現する方向で検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。<br/>○第三者請求に関するこれまでの議論の経緯に照らすならば、市区町村からの具体的なかつ切実な提案を踏まえ、弁護士等からの第三者請求一般から公用請求を切り離して、直ちに検討すべきではないか。<br/>○本提案は市区町村が事務を遂行するために行う公用請求を、同じ市区町村内の戸籍部等へ請求することで、市区町村の公用請求業務を当該市区町村内で完結させようとするものであるため、前向きに検討いただきたい。</p> | <p>【法務省】<br/>提案団体の提案を実現するために、有識者や市区町村の意見を聞いた上で、制度面及びシステム面の課題等について検討したい。<br/>この検討に限っては、①提案団体の提案である市区町村の空家対策所管部局による同一市区町村の戸籍担当部局への公用請求のみを対象とするか、②同一市区町村内部での公用請求全般を対象とするかについて検討する必要があると考えられる。<br/>また、個別法(公用請求に係る根拠法)において制度面の手当てができれば、本件のような提案が実現されることも可能と考えられる。<br/>なお、いずれの場合であっても、現在構築中の戸籍情報連携システムの稼働(戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)附則第1条第5号に規定する施行日(令和元年5月31日から5年を超えない範囲)から稼働)後の実現されること、既に戸籍電子証明書を活用した法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策(デジタルガバメント実行計画)や、戸籍簿抄本の請求等のオンライン化の促進等(規制改革推進会議デジタルワーキング・グループ)など、政府の方針を受け、並行して検討を進めている施策もあるため、提案団体の提案を実現するための制度面及びシステム面の課題等については、これらを考慮しつつ検討することとなる。<br/>【国土交通省】<br/>提案団体の提案を実現するためには戸籍法の改正が必要であり、同法を所管する法務省において検討されるものであるが、国土交通省としては、空家等の所有者等を把握するための戸籍簿抄本の公用請求を電子的に行うことができれば空き家対策に資すると考える。そのような制度が届けられた場合には、空家対策の推進に関する特別措置法に基づく事務についても当該制度の対象とするのが適当と考えられるため、法務省での法改正検討に向けて必要な協力をしていくこととしたい。</p> | <p>&lt;令3&gt;<br/>5【法務省】<br/>(1)戸籍法(昭22法224)<br/>市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍簿本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍簿本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結することについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<br/>&lt;令4&gt;<br/>5【法務省】<br/>(1)戸籍法(昭22法224)<br/>(2)市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍簿本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍簿本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結することとする。</p>                                      | 法律             | 令和5年6月16日公布、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行日に施行。 | 戸籍法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が第211回国会の審議を経て令和5年6月15日成立。また、措置を講ずる前提となるシステム(令和5年度末に稼働予定)について開発中である。           | 措置を講ずる前提となるシステムの開発を進めるとともに、法改正に向けた準備を進める。 |
|   |  | <p>○国税の軽減措置のための証明に関する事務が市区町村の負担となっている現状に照らすならば、市区町村に事務負担を押し付けないよう、現行制度は見直すべきではないか。<br/>○地方公共団体の事務の合理化及び住民の利便性向上の観点から、関係府省間で連携しつつ、提案を実現する方向で検討いただきたい。</p>  | <p>住宅用家屋証明発行事務の廃止については、現行制度による市区町村への事務負担の軽減の要望を踏まえつつ、廃止した場合に生じうる税制実務への影響を考慮し、審査主体の見直しの可否の前提として、現行税制の基礎となる要件審査の在り方やその見直しの可否を検討しているところであり、要件審査を見直した場合には代替措置を適切に講ずることが可能かも含めて精査し、対応方針を検討してまいりたい。<br/>また、住宅用家屋証明書の提出が要件とされている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和3年度末が適用期限となっているところ、今般の提案事項は、令和4年度税制改正の検討過程において予定されている要件審査の検討とあわせて検討する必要があることから、その対応方針は令和4年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階まで明らかにできない旨、ご留意いただきたい。<br/>なお、「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」で提示いただいた証明書の廃止についての御懸念に関しては、提案自治体からの今回のご提案が、証明書の廃止ではなく、自治体による証明発行事務の廃止であるとの前提で、現行制度の在り方につき検討を進めているところである。</p>   | <p>&lt;令3&gt;<br/>6【法務省】<br/>(6)租税特別措置法(昭32法26)<br/>住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置(72条の2等)における市区町村長の証明事務(施行令41条及び42条1項)については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について緊急に検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省・国土交通省)<br/>&lt;令4&gt;<br/>5【法務省】<br/>(7)租税特別措置法(昭32法26)<br/>住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置(72条の2等)における市区町村長の証明事務(施行令41条及び42条1項)については、専ら住宅用の家屋を取得等した個人が住宅の用に供することとする要件(施行令41条)の審査に係る市区町村の事務負担を軽減する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省・国土交通省)</p> | 検討中            | 令和5年中に結論を得る   | 令和4年度税制改正により、住宅用家屋の所有権の移転登記等の登録免許税の税率の軽減措置(73条等)の対象となる住宅用家屋の築年数要件を緩和したことで、市区町村の事務負担が一定軽減される見込み。申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について、引き続き検討中。 | 緊急に検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。    |